

いじめ防止基本方針(ダイジェスト版) 石巻市立石巻小学校

本校では、いじめは文部科学省で定める「いじめの防止等のための基本的な方針」の定義に沿い、いじめが誰にでも起こりうるものであることを認識して指導に当たっています。いじめの未然防止と早期発見に努め、いじめを認知した場合には、解決に向けて速やかに組織的な取組を行います。

いじめに対する基本的認識 (いじめ防止対策推進法より)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの内容

- (1) ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (9) 上記の他、自分の心や体に苦痛を感じているもの。



2 いじめを防止するための取組

(1) 未然防止 ～児童一人一人が安心して学校生活をおくることができる環境づくり～

○基本的な考え方

児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる環境にするために、全教職員で生徒指導の三機能を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

○具体的な対応

- ・いじめに対する理解を深めるための職員研修の実施。
- ・全校集会や学級活動等によるいじめを許さないための雰囲気づくり。
- ・他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度を養うための道徳教育、人権教育の充実。
- ・どの児童も分かる喜びを味わえる授業づくりの推進。
- ・児童相互が相手の気持ちを考えて関わるスキルを身に付けるためのSELの実施
- ・児童の自己有用感や自己肯定感を高めるための教育活動の実践。
- ・相手を尊重する意識を高めるため「さん」を付けて名前を呼ぶことの習慣化。



(2) 早期発見 ～児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない～

○基本的な考え方

いじめは、大人の目の付きにくい場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候も見落とさず、全教職員で積極的にいじめを認知するように努める。

○具体的な対応

- ・授業、休み時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ・石小っ子カードを活用して保護者との連絡、共通理解に努める。
- ・月に1回、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に努める。
- ・いじめに関わる情報は全職員で共有して対応する。
- ・児童、保護者が教職員に相談しやすい体制や雰囲気づくりに努める。



(3) いじめへの対処 ～組織的な対応と解消・再発防止の取組～

○基本的な考え方

いじめの発見、相談を受けた場合には、即日いじめ・不登校対策担当者並びに生徒指導主任に報告し、組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

○具体的な対応

- ・いじめを受けた児童の安全を確実に確保する。
- ・いじめを受けた児童、保護者の話を真摯に傾聴する。
- ・いじめに関わった児童の事情を聞き取り、いじめの事実の有無確認を確実に行う。
- ・いじめの内容によっては、関係機関（警察等）と連携して適切に対応する。



3 家庭との連携

- (1) 学校での出来事を家庭で話題にしてもらい気になることは学校に相談できる雰囲気をつくる。
- (2) いじめは絶対に許されない行為であることを話題にしてもらうように働き掛ける。
- (3) インターネットやスマホの適切な利用の仕方について「メディアコントロール Day」を活用して家庭で話題にしてもらうように働き掛ける。

4 いじめ発見時の組織的対応

いじめの発見・相談

① 情報の収集

教職員、児童、保護者、地域住民等、保護者、地域住民等からいじめ防止対策委員会に情報を集める。

＜学級担任・養護教諭等＞

- ・いじめ発見時、すぐに行為を止める。
- ・相談や訴えに傾聴する。
- ・正確な実態を把握する。
- ・聞き取りの際は配慮する。

② 指導・支援体制

いじめ防止対策委員会で指導・支援体制を組む。

（学級担任、養護教諭、生徒指導主任、いじめ・不登校対策担当者・管理職で役割を分担）

③ 児童への指導・支援を行う

- いじめを受けた児童に寄り添える体制づくり。
- いじめた児童への指導
- いじめを見ていた児童への指導

③ 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭訪問等を行い、今後の連携について話し合う。